

学校法人駒澤大学寄附行為

昭和26年3月8日
認可

改正		
	昭和28年 7月16日	昭和30年 8月 4日
	昭和39年 1月25日	昭和39年 1月28日
	昭和40年 1月25日	昭和41年 1月13日
	昭和42年 2月 7日	昭和44年 2月 8日
	昭和44年 7月21日	昭和46年 1月27日
	昭和48年 3月28日	昭和52年10月 5日
	昭和53年 1月20日	昭和53年11月21日
	昭和54年 4月 1日	昭和56年 4月20日
	昭和60年 4月22日	平成元年 3月24日
	平成元年10月12日	平成 2年 4月25日
	平成 2年 7月13日	平成 9年12月19日
	平成11年12月22日	平成12年10月26日
	平成13年10月30日	平成13年12月20日
	平成14年12月19日	平成15年 3月20日
	平成15年 9月30日	平成15年11月27日
	平成16年 3月30日	平成17年 4月 1日
	平成17年12月 5日	平成18年 1月31日
	平成18年11月30日	平成18年12月 7日
	平成19年 3月27日	平成20年 2月19日
	平成20年 3月31日	平成21年10月30日
	平成24年 8月 1日	平成25年 4月 1日
	平成26年 9月26日	平成29年 4月27日
	平成30年 4月 1日	平成31年 7月 1日
	令和 2年 4月 1日	

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人駒澤大学と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人の事務所を東京都世田谷区駒沢1丁目23番1号（駒澤大学内）に置く。

第2章 目的及び設置する学校

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に基づき学校を設置し、仏教の教義並びに曹洞宗立宗の精神に則り、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 駒澤大学

大学院 仏教学研究科 人文科学研究科 経済学研究科 商学研究科 法学研究科 経営学研究科 医療健康科学研究科 グローバル・メディア研究科 法曹養成研究科(法科大学院)
仏教学部 禅学科 仏教学科
文学部 国文学科 英米文学科 地理学科 歴史学科 社会学科 心理学科
経済学部 経済学科 商学科 現代応用経済学科
法学部 法律学科 政治学科
経営学部 経営学科 市場戦略学科

医療健康科学部 診療放射線技術科学科

グローバル・メディア・スタディーズ学部 グローバル・メディア学科

- (2) 駒澤大学高等学校 全日制課程 普通科
- (3) 駒澤大学附属苫小牧高等学校 全日制課程普通科

第3章 総長

(総長の地位及び権限)

第5条 この法人に、総長を置く。

- 2 総長は、仏教の教義並びに曹洞宗立宗の精神の具現につとめ、この法人が設置する諸学校の建学の理念にかかる教学を総括する。

(総長の選任)

第6条 総長は、理事会において選定し、理事長が任命する。

(総長の任期)

第7条 総長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、8年を超えて在任することはできない。

第4章 役員及び理事会

(役員)

第8条 この法人に、次の定数の役員を置く。

- (1) 理事 13人
- (2) 監事 3人
- 2 第9条第1項第3号で定める理事のうち1人を理事長とし、第9条第1項第5号で定める理事を除く理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
- 3 理事長は、必要あるとき理事のうち1人を副理事長として、理事会の議を経て選任することができる。副理事長の職を解任するときも、同様とする。
- 4 理事長は、第9条第1項第5号で定める理事のうちから理事会の議を経て執行理事を選任する。執行理事の職を解任するときも、同様とする。
- 5 この法人と役員との関係は、この寄附行為に定めるほか、委任に関する民法の定めるところによる。

(理事の選任及び職務)

第9条 この法人の理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 総長及び駒澤大学長 2人
- (2) 駒澤大学高等学校長及び駒澤大学附属苫小牧高等学校長のうちから理事会において選任した者 1人
- (3) 曹洞宗責任役員会の推薦した者 4人
- (4) 評議員のうちから評議員会において選任した者 2人
- (5) 理事会において選任した者 4人
- 2 前項第1号に定める職を兼務する者がある場合の理事の定数は、前条第1項第1号の理事数から兼務数を減じた数とする。
- 3 第1項第1号、第2号及び第4号に規定する理事は、同項各号に掲げる職務又は評議員の職を退いたとき、理事の職を失うものとする。
- 4 第1項第1号に規定する理事が第13条により解任され又は退任したときは、総長又は駒澤大学

長の職を辞任するものとする。

5 理事（理事長を除く。）は、理事長を補佐し、学校法人の業務を掌理する。

（監事の選任及び職務）

第 10 条 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

(4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 か月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(5) 第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

(6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

4 前項第 6 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

5 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（役員任期）

第 11 条 役員（第 9 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる理事を除く。）の任期は 4 年とし、再任を妨げない。ただし、8 年を超えて在任することはできない。

2 前項にかかわらず、執行理事となった役員任期は、執行理事就任後の任期について前項を適用する。

3 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

4 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長又は副理事長若しくは執行理事にあっては、その職務を含む。）を行う。

（役員補充）

第 12 条 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超えるものが欠けたときは、1 か月以内に補充しなければならない。

（役員解任及び退任）

第 13 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の 4 分の 3 以上出席した理事会において、理事総数の 4 分の 3 以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務に著しく違反したとき。
- (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 私立学校法第 38 条第 8 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務及び任期)

第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長の任期は理事在任期間中とし、再任を妨げない。ただし、8 年を超えて在任することはできない。

3 理事長となった理事の任期は、第 11 条第 1 項にかかわらず、理事長就任後の任期について同条項を適用する。

(副理事長及び執行理事の職務並びに任期)

第 15 条 副理事長は、理事長を補佐する。

2 執行理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

3 副理事長及び執行理事の任期は、理事長の在任期間中とする。

(理事の代表権の制限)

第 16 条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第 17 条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(理事の競業及び利益相反取引の制限)

第 18 条 理事がこの法人と競業及び利益相反となる取引をしようとするときは、私立学校法が準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）の定めにより、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(理事の報告義務)

第 19 条 理事は、この法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事項を監事に報告しなければならない。

(役員 の 損害賠償責任及び責任免除)

第 20 条 私立学校法の定めにより、役員がその任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

3 前項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、責任の原因となった事実の内容や職務の執行状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団・財団法人法及び私立学校法施行規則で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、次の各号に掲げるいずれかの議決によって免除することができる。

(1) 第 25 条第 13 項に定める評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上の議決。

(2) 第 22 条第 13 項に定める理事を除く理事会の議決。ただし、議決後、遅滞なく理事が評議員に対し異議がある場合には異議を述べるべき旨を通知し、1 か月以内に第 25 条第 13 項に定める評議員を除く評議員の 10 分の 1 が異議を述べた場合は、免除することができない。

4 第 2 項又は第 3 項により理事の損害を賠償する責任の免除に関する議案を提出するには、各監事の同意を得なければならない。

5 第 2 項又は第 3 項の議決後に、当該役員に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の承認を受けなければならない。

(理事の損害賠償責任免除の制限)

第 20 条の 2 自己のためにこの法人との取引をした理事のこの法人に対する賠償責任は、任務を怠ったことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもって免れることができない。

(役員 of 第三者に対する損害賠償責任)

第 20 条の 3 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員はこれによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではない。

(1) 理事 次に掲げる行為

ア 第 41 条第 1 項の財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

イ 虚偽の登記

ウ 虚偽の公告

(2) 監事 第 10 条第 3 項第 4 号の監査報告書に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載

(役員 of 連帯責任)

第 20 条の 4 役員がこの法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(責任限定契約)

第 21 条 理事 (理事長、副理事長、執行理事及び業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。) 又は監事 (以下「非業務執行理事等」という。) が任務を怠ったことによって生じた損害について、この法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金 50 万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法が準

用する一般社団・財団法人法及び私立学校法施行規則で定める最低責任限度額とのいずれか高いほうを限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

- 2 前項の契約を締結した非業務執行理事等が理事長、副理事長及び執行理事又は職員に就任したとき、当該契約は、将来に向かってその効力を失う。

(理事会)

第 22 条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、原則として毎月 1 回理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の 3 分の 2 以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 7 日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第 4 項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 第 10 条第 4 項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第 13 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の議決と委任)

第 23 条 次の各号に掲げる業務は、理事会において審議議決する。

- (1) 法人の設置する学校の教職員の任免、給与及び職務に関する事項
 - (2) 重要な資産の取得並びに処分に関する事項
 - (3) 学則に関する事項
 - (4) 法人の諸規程の制定に関する事項
 - (5) 評議員の選任に関する事項
 - (6) その他この法人の業務に関する重要事項
- 2 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他前項各号の事項を含むこの法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第 24 条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事 3 人が署名押印し、常にこれを

事務所に備えて置かなければならない。

- 3 利益相反取引に関する決議については、前項の議事録に各理事の賛否を記載しなければならない。
- 4 出席理事から議事録の記載について疑義のあった場合は、その申し出に基づいて、次の理事会に諮り、議長がこれを確認しなければならない。

第5章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第25条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、39人の評議員をもって組織する。
- 3 第9条第1項第1号に定める職を兼務する者がある場合の評議員の定数は、前項の評議員数から兼務数を減じた数とする。
- 4 評議員会は、理事長が招集する。
- 5 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 6 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 7 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 8 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 9 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 10 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 議長は、評議員として議決に加わることはできない。
- 13 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできない。

(諮問事項)

第26条 次の各号に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与、退職慰労金その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 残余財産の処分に関する事項

(10) 寄附金品の募集に関する事項

(11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第 27 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(議事録)

第 28 条 議長は、評議員会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員 3 人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

3 出席評議員から議事録の記載について疑義のあった場合は、その申し出に基づいて、次の評議員会に諮り、議長がこれを確認しなければならない。

(評議員の選任)

第 29 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) この法人の設置する学校の教職員のうちから選任される者 19 人

(2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 年以上の者のうちから選任される者 4 人

(3) この法人の設置する学校に在学する学生・生徒の保護者又は保証人のうちから選任される者 2 人

(4) この法人の理事のうちから選任される者 10 人。ただし、第 9 条第 2 項により理事数から兼務数を減じる場合には、9 人

(5) 学識経験者のうちから選任される者 4 人

2 評議員は、理事会において選任する。

3 第 1 項第 1 号及び第 4 号に規定する評議員は、教職員又は理事の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

4 第 1 項第 3 号により就任した評議員については、学生・生徒が卒業若しくは学籍を失ったときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第 30 条 評議員の任期は、4 年とし、再任を妨げない。ただし、8 年を超えて在任することはできない。

2 補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

3 前条第 1 項第 1 号の教職員で役職（学校長、駒澤大学学部長等、駒澤大学大学院法曹養成研究科長及び事務部長をいう。）によって就任した評議員の任期は、その在任期間とする。

4 前条第 1 項第 2 号のこの法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 年以上の者のうちから選任される者で、役職（会長をいう。）によって就任した評議員の任期は、その在任期間とする。

5 前条第 1 項第 3 号のこの法人の設置する学校に在学する学生・生徒の保護者又は保証人のうちで、役職（会長、副会長をいう。）によって就任した評議員の任期は、その在任期間とする。

6 評議員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第 31 条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

第 6 章 資産及び会計

(資産)

第 32 条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第 33 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って、基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第 34 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第 35 条 基本財産及び運用財産中の積立金は、次のいずれかの方法により、理事長がこれを保管する。

- (1) 確実な有価証券の購入
- (2) 確実な信託銀行への信託
- (3) 確実な銀行への定期預金
- (4) 定額貯金

(経費の支弁)

第 36 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計及び会計年度)

第 37 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

- 2 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第 38 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、4 年以上 10 年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 39 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第 40 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 か月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後 2 か月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 41 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 か月以内に文部科学省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第 42 条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、次の各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為の認可若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたときは、寄附行為の内容

(2) 監査報告書を作成したときは、当該監査報告書の内容

(3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)を作成したときは、これらの書類の内容

(4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたときは、当該報酬等の支給の基準

(役員の報酬)

第 43 条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給するものとする。

(資産総額の変更登記)

第44条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3か月以内に登記しなければならない。

第7章 解散及び合併

(解散)

第45条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第46条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第47条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第8章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第48条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。ただし、第3条の趣旨は、いかなる場合にも変更することができない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第9章 補則

(法人の責務)

第49条 この法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する学校の教育の質向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めるものとする。

2 この法人は、理事長その他代表者がその職務を行うについて、善意の第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

(特別利益供与の禁止)

第50条 この法人は、理事、監事、評議員、職員その他の私立学校法施行令で定める学校法人の関

係者に対し、特別の利益を与えてはならない。

(書類及び帳簿の備付)

第 51 条 この法人は、第 41 条第 2 項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の設置する学校の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第 53 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この寄附行為は、昭和26年3月8日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和28年7月16日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和30年8月4日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和39年1月25日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和39年1月28日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和40年1月25日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和41年1月13日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和42年2月7日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和44年2月8日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和44年7月21日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和46年1月27日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和48年3月28日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和52年10月5日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和53年1月20日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和53年11月21日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和56年4月20日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和60年4月22日から施行する。

附 則

平成元年3月24日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成元年10月12日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成2年4月25日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成2年7月13日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成9年12月19日)から施行する。

附 則

1 平成11年12月22日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

2 駒澤大学の経済学部第1部経済学科商学科及び法学部第1部法律学科政治学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成12年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日(平成12年10月26日)から施行する。

附 則

1 平成13年10月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

2 駒澤大学の経営学部第1部経営学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成14年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成13年12月20日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成14年12月19日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成15年3月20日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成15年9月30日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成15年11月27日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成16年3月30日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成17年4月1日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 17 年 12 月 5 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 18 年 1 月 31 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 18 年 11 月 30 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日(平成 18 年 12 月 7 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日(平成 19 年 3 月 27 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日(平成 20 年 2 月 19 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 20 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 21 年 10 月 30 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

平成 25 年 2 月 21 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成 26 年 9 月 26 日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日(平成 29 年 4 月 27 日)から施行する。

附 則

平成 29 年 11 月 14 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 令和 2 年 2 月 12 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 寄附行為第 10 条第 3 項第 4 号に定める監査報告書及び第 41 条第 1 項に定める財産目録等については、平成 31 年 4 月 1 日以後に始まる会計年度から適用する。
- 3 寄附行為第 38 条第 2 項に定める事業に関する中期的な計画については、令和 2 年 4 月 1 日以降の期日を始期とする事業に関する中期的な計画について適用し、令和 2 年 4 月 1 日現在の事業に関する中期的な計画については、平成 29 年 10 月 26 日理事会及び評議員会承認の「学校法人駒澤大学施策体系(2018～2021)に関わる中期事業計画」とする。
- 4 令和 2 年 4 月 1 日現在に在任する役員の施行日以前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。